# 平成25年第2回大和町議会定例会会議録

## 平成25年3月5日(火曜日)

# 応招議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	1	0	番	伊	藤		勝	君
2番	浅	野	俊	彦	君	1	1	番	平	渡	髙	志	君
3番	千	坂	裕	春	君	1	2	番	堀	籠	英	雄	君
4番	渡	辺	良	雄	君	1	3	番	髙	平	聡	雄	君
5番	松	浦	隆	夫	君	1	4	番	馬	場	久	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	1	5	番	中	Ш	久	男	君
7番	槻	田	雅	之	君	1	6	番	大	崎	勝	治	君
8番	藤	巻	博	史	君	1	7	番	堀	籠	日日	出子	君
9番	松	Ш	利	充	君	1	8	番	大須	頁賀		啓	君

出席議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	1	0	番	伊	藤		勝	君	
2番	浅	野	俊	彦	君	1	1	番	平	渡	髙	志	君	
3番	千	坂	裕	春	君	1	2	番	堀	籠	英	雄	君	
4番	渡	辺	良	雄	君	1	3	番	髙	平	聡	雄	君	
5番	松	浦	隆	夫	君	1	4	番	馬	場	久	雄	君	
6番	門	間	浩	宇	君	1	5	番	中	Ш	久	男	君	
7番	槻	田	雅	之	君	1	6	番	大	崎	勝	治	君	
8番	藤	巻	博	史	君	1	7	番	堀	籠	日占	出子	君	
9番	松	Щ	利	充	君	1	8	番	大彩	頁賀		啓	君	

欠席議員(なし)

# 説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野		元	君	都市建設課長	大	畑	憲	治	君
副町長	千 坂	正	志	君	町民生活課長	呃	橋	Œ	治	君
教 育 長	上野	忠	弘	君	上下水道課長	堀	籠		清	君
代表監査委員	渡邊		仁	君	会計管理者兼会計課長	八	島	時	彦	君
総務課長	伊藤	眞	也	君	教育総務課長	菅	原	敏	彦	君
まちづくり 政 策 課 長	千葉	恵	右	君	生涯学習課長	森			茂	君
財政課長	八島	勇	幸	君	総務課危機対策官	瀬	戸	Œ	志	君
税務課長	庄 司	Œ	巳	君	税 務 課 徴収対策室長	千	葉	良	紀	君
保健福祉課長	瀬戸	啓	_	君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅	井		茂	君
子育て支援 課 長	高 橋	Œ	春	君	産業振興課 農 林 振 興 対 策 官	石	垣	敏	行	君
産業振興課長	高 橋		久	君						

# 事務局出席者

議会事務局長	浅	野	喜	高	主	査	藤	原	孝	義
班長	Ŧ	坂	俊	範						

#### 午前10時00分 開 議

## 議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

## 議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番今野 善行君及び2番浅野俊彦君を指名します。

- 日程第 2 「議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算」
- 日程第 3 「議案第48号 平成25年度大和町国民健康保険 事業勘定特別会計予算」
- 日程第 4「議案第49号 平成25年度大和町介護保険事業 勘定特別会計予算」
- 日程第 5 「議案第50号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 6「議案第51号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第 7 「議案第52号 平成25年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第 8「議案第53号 平成25年度大和町奨学事業特別 会計予算」
- 日程第 9「議案第54号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

- 日程第10「議案第55号 平成25年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第 1 1 「議案第 5 6 号 平成 2 5 年度大和町農業集落排水 事業特別会計予算」
- 日程第12「議案第57号 平成25年度大和町戸別合併処理 浄化槽特別会計予算」
- 日程第13「議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計 予算」

## 議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算から日程第13、 議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計予算までを一括議題としま す。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。 教育総務課長菅原敏彦君。

#### 教育総務課長 (菅原敏彦君)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の73ページをお開き願いたいと思います。

- 9款教育費についてご説明を申し上げます。
- 1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。
- 1 節報酬並びに 9 節旅費につきましては、教育委員 4 名に係ります報酬及び費用弁償でございます。
  - 10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。
- 11節需用費につきましては、事務用消耗品及びコピー代、お茶代等でございます。
  - 12節役務費につきましては、新聞広告代でございます。
  - 14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料でございます。
- 19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対します負担でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営、 就学事務、教職員研修、教育相談、私立幼稚園就園奨励事業等に係りま す費用及び学力向上パワーアップ支援事業に要します経費の計上でござ います。

1節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員の報酬で、 年3回の開催を予定してございます。

次に、74ページをお開き願いたいと思います。

7節賃金につきましては、嘱託員でございます教育相談員2名、2中学校にそれぞれ配置するものでございます。相談補助員につきましては、メンタルケア相談員といたしまして、被災地からの転校生がいる吉岡、鶴巣、小野の3小学校と大和中学校に配置をいたしまして、被災児童生徒の見守りなどを行うものでございます。

8節報償費のうち報償金につきましては、教職員の各種研修会及び保護者を対象とします教育講演会に係ります講師謝金とサマースクールなどのボランティアに対します謝礼、賞賜金につきましては教育論文の応募者に対するものでございます。

9節旅費のうち費用弁償につきましては、心身障害児就学指導審議会 委員4名に対しますもの、普通旅費につきましては教育長に係ります各 種会議時の旅費でございます。また、小中連携英語教育推進事業におけ ます先進地視察研修などでございます。

11節需用費のうち消耗品につきましては、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るなどの目的によります全員に配布いたします家庭学習の手引代及び標準学力調査に要する経費でございます。印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介します冊子「大和町の学校教育」などの印刷代でございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代、ファクス代などで、手数料は児童検査器具の点検検査料でございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の保険料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、分校児童輸送、特別支援学級移動学習時におけます車借上料の計上でございます。

18節備品購入費につきましては、学校における児童生徒用の発達検査

用具の購入経費でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金と、ほか6団体に対します負担でございます。

次のページをお願いいたします。

補助金につきましては、幼稚園教育振興費といたしまして、町内にございます幼稚園に対し助成いたすものでございます。また、幼稚園就園奨励費として、私立幼稚園に通園する町内居住の通園児の保護者に対しまして助成を行うものでございます。並びに、健やかな子供を育む町民会議に対します補助でございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金並びに学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6 校、分校1校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用 の備品などの購入に要します経費の計上でございます。

1 節報酬につきましては、学校医14名、薬剤師5名に対します報酬でございます。

7 節賃金につきましては、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視 員及びプール監視員などの賃金でございます。

8節報償費の賞賜金につきましては、運動会用賞品及び卒業記念品代に要します経費でございます。

11節需用費の主なものとしましては、小学校施設維持管理に要します燃料費及び光熱水費などの計上でございます。

12節役務費につきましては、電話使用料、プール水質検査料、火災保険料などの経費の計上でございます。

13節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器検診などの健康診断、学校業務員9名の業務委託及び学校警備の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の主なものといたしましては、車借上料につきましては陸上記録会、学校間交流事業などの児童輸送に係るものでございます。

続いて、76ページをお開き願いたいと思います。

18節備品購入費につきましては、小学校6校に係ります学校管理用備品の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済としまして、学校管理下におけます児童の災害共済負担金及びほか5件の各種協議会等への負担でございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。

教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、韓国人児童に対します日本語指導等の助手配置、緊急雇用創出事業補助金を充当しての学校図書支援員並びに学級 支援員の配置に要します賃金の計上でございます。

8 節報償費につきましては、県の委託事業としまして実施しておりま すスクールソーシャルワーカーの配置に要します経費、謝礼でございま す。

11節需用費につきましては、先生の消耗品と教材の消耗品代でございます。修繕料につきましてはパソコンの修繕料を予定してございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不要試薬廃棄に係ります手数料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上してございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対して交付いたすものでございます。及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付いたすものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対します学用品や給食費などの扶助費でございます。

続いて、77ページをお願いいたします。

3目施設整備につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費

でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、修繕料として小破修繕料を計上いたしておるものでございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、児童数増加への対応が必要となります小野小学校に係ります増築工事実施設計業務委託及びFF暖房機、自家用電気工作物、消防設備などの保守点検業務委託料の計上でございます。

15節工事請負費につきましては、便器を和式から洋式化にするための 修繕工事に対します経費を計上してございます。なお、今年度22基を予 定してございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校2 校の維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品などの購 入に要します経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員及び体育館巡視員などの賃金でございます。

8 節報償費のうち賞賜金につきましては、運動会の賞品代及び卒業生 記念品代等でございます。

9節旅費につきましては、職員旅費でございます。

11節需用費の主なものとしましては、一般消耗品、中学校の施設維持管理に要します燃料費及び光熱水費などの計上でございます。

12節役務費につきましては、電話料、各種検査手数料及び火災保険料などの経費でございます。

78ページを続いてごらんになっていただきたいと思います。

13節委託料につきましては、生徒、教職員の循環器検診などの健康診断、学校業務員3名の業務委託、あわせてスクールバス運行の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、土地借上料といたしましてスクールバスの転回場に係ります土地借上料、中体連、駅伝大会などの生

徒輸送に係ります車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、折りたたみ椅子などの学校用備品の整備に要します経費の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会などの負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。

続きまして、2目教育振興費につきましては、先生用の経費並びに魅力ある図書館づくり、外国語指導助手の招致及び「たいわっ子」芸術文化推進事業並びに学校・地域共学推進等に係ります費用でございます。

7節賃金につきましては、図書支援員2名、学級支援員2名、それぞれ2中学校へ配置に要します賃金の計上でございます。これにつきましては緊急雇用創出事業補助金を充当いたすものでございます。

11節需用費の主なものとしましては、先生用の消耗品と教材の消耗品代でございます。修繕料につきましてはパソコンの修繕を予定してございます。

12節役務費につきましては、電話料及び不要試薬廃棄に係ります手数料でございます。

13節委託料につきましては、民間外国語指導助手3名分の業務委託でございます。

続いて、79ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費を計上してございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして学校・地域共学推進事業に要します各学校への交付を行うものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対します援助 費並びに特別支援学級生徒に対します学用品や給食費などの扶助費でご ざいます。 3目施設整備費につきましては、2中学校の施設維持管理に要します 経費の計上でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、修繕料として小破修繕料等を計上いたしておるものでございます。

12節役務費につきましては、中学校におけます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、小荷物専用昇降機、いわゆるダムウェーター及び自家用電気工作物、消防設備等の保守点検業務委託料でございます。

以上でございます。

## 議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

#### 生涯学習課長 (森 茂君)

続きまして、79ページ、中段からお願い申し上げます。

4項1目社会教育総務費につきまして、ご説明いたします。

1目の主な事業でございますけれども、生涯学習推進のため、生涯学 習まつりの開催のほか、パソコン技術講習、家庭教育、子育て学習推進、 青少年教育、成人教育、社会教育施設等の管理を行うものでございます。

1 節報酬につきましては、社会教育委員の報酬となってございます。 続きまして、80ページをご参照願います。

8節報償費につきましては、まほろば大学及び文化講演会、各種教室、 講座のほか、放課後子ども教室、協働教育推進協議会本部事業に伴いま す謝金、原阿佐緒賞の選考委員の謝礼となってございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員の費用弁償、また特別旅費に つきましてはたいわっ子夢航路、たいわっ子未来塾、ジュニアリーダー 育成事業の研修旅費、原阿佐緒賞の選考委員等の旅費となってございま す。

11節需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学の

チラシ、各種教室の資料や活動記録の印刷代となってございます。修繕 料につきましては、公用車の車検に係ります修繕料となってございます。

12節役務費につきましては、社会教育委員会議やまほろば大学各講座のご案内、フィットネス教室、幼児学級、家庭教育サポートチーム関係の通知及び原阿佐緒賞募集用ポスター、募集要項を送付いたします通信費となってございます。広告費といたしましては、原阿佐緒賞の短歌応募につきまして短歌専門の全国月刊誌に掲載いたします広告料となってございます。火災保険料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設並びに加藤陸奥雄コレクションに係ります建物及び収納品の火災保険料となってございます。自動車損害保険料につきましては公用車の損害保険料となってございます。

13節委託料につきましては、パソコン教室の委託料、原阿佐緒記念館ほか3施設に係ります指定管理委託料、吉岡東官衙史跡公園の管理委託料、民俗談話室巡視清掃委託料となってございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、土地借上料につきましては民 俗談話室敷地の借り上げ分となってございます。車借上料につきまして は、ジュニアリーダー研修、たいわっ子未来塾のバス借上料となってご ざいます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川行政事務組合、黒川郡町村社会教育委員連絡協議会、県青少年劇場への負担金となってございます。

次のページをお願いします。

続きまして、2目公民館費でございます。公民館の運営費用でございます総務費のほか、青少年から成人、婦人、高齢者までの事業活動、町民文化祭等の芸術文化推進事業、図書室運営事業の経費となってございます。

1節報酬につきましては、公民館分館長及び嘱託公民館長の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、図書室のパート職員の賃金でございます。

8 節報償費でございますが、地域交流の集い、分館長研修会、フルスダイカ ンダイ、料理教室、お達者倶楽部、サツキ展講習会の講師謝金、書き初め 大会の審査員謝礼となってございます。賞賜金につきましては、成人式、 書き初め大会、町民文化祭、サツキ展示会の記念品となってございます。

9節旅費でございますが、分館長の費用弁償となってございます。

11節需用費の主なものにつきましては、コピー代、印刷機の消耗品代、一般事務消耗品のほかに、各教室、講座の材料費、資料の印刷代となってございます。

12節役務費につきましては、電話料のほか分館長会、成人式、各種料理教室、お達者倶楽部、お話会の通知用はがき代となってございます。 自動車損害保険料につきましては公用車の自賠責保険料及び任意共済保 険料でございます。保険料につきましては公民館総合補償保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭におけます大ホールの音響、 照明等の操作を委託するものでございます。

続きまして、82ページ、ご参照願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、図書管理システムソフトリース料、各講座の移動研修のバス借上料が主なものとなってございます。

19節負担金につきましては、県公民館連絡協議会、黒川郡公民館連合会、県青年体育祭、県青年文化祭に対する負担金となってございます。補助金につきましては、町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金となってございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検に係ります自動車重量税でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。文化財愛護思想の普及事業、 文化財の調査事業を行ってございます。

1 節報酬につきましては、文化財保護委員の報酬となっております。

7節賃金につきましては、事務補助員、作業員、嘱託員の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師謝礼となってございます。

9節旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの際の消耗品でございます。修繕料につきましては文化財標柱の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、携帯電話使用料及び郷土史講座、文化財めぐりの案内用はがき代となってございます。

続きまして、83ページ、ご参照願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係りますバックホウ、ダンプカー等の重機の借上料及び文化財めぐりのバス借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、全国民俗芸能保存振興市町村連盟への負担金並びに町内文化財等の保存会補助金となってございます。

次に、まほろばホール管理費でございます。まほろばホール運営委員会管理業務委託費、設備備品管理委託、設備修繕事業を行ってございます。

1節報酬につきましては、まほろばホール運営委員会報酬となってございます。

7 節賃金につきましては、窓口業務員の賃金となってございます。

9節旅費につきましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償となってございます。

11節需用費につきましては、まほろばホールの電気料、水道料などの 光熱水費、冷暖房用の燃料費、女子トイレの洋式化の修繕料が主なもの となってございます。

12節役務費につきましては、電話料及び各種事業の郵便料並びに建物の火災保険料が主なものとなってございます。

13節委託料につきましては、電気・機械設備運転、舞台設備操作、清掃業務のほか施設設備保守点検業務の委託料となってございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、機械借上料につきましては電話機のリース料でございます。並びにテレビ聴視料、清掃用具借上料となってございます。

15節工事請負費につきましては飲料水給水ポンプユニットの交換工事

でございます。

18節備品購入につきましては、大ホール用CDレコーダー及びカセットデッキの購入費用でございます。

19節につきましては、負担金につきましては危険物安全協議会、防火管理協議会、公立文化施設協議会への負担金となってございます。補助金につきましては、町文化振興協会への補助金となってございます。以上です。

### 議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

#### 教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは、引き続きまして次のページ、84ページをお開き願いたいと 思います。

5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合 の3教育ふれあいセンターの管理運営に要します経費でございます。

7 節賃金につきましては、体育館の巡視員等の賃金でございます。

11節需用費の主なものとしましては、清掃用消耗品のほか施設の電気料、水道料などでございます。

12節役務費につきましては、教育ふれあいセンターの飲料水の検査及び火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、教育ふれあいセンター管理の業務員の業務委託3名分及び校庭管理の業務委託、設備の保守点検並びに施設の警備委託業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビ受信料並びに清掃用具借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、吉田教育ふれあいセンターに係ります屋内運動場屋根塗装塗りかえの補修修繕に要します経費を計上してございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川防火管理協議会への負担金でございます。

続きまして、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設 の管理運営に要します費用について計上いたしてございます。

11節需用費の主なものといたしましては、清掃用消耗品のほか施設の電気料並びに水道料などでございます。

12節役務費につきましては、森の学び舎の火災保険料などでございます。

13節委託料につきましては、森の学び舎の施設の清掃及び管理の委託料の計上でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、学校教育活動での施設利用に係ります町内児童生徒の輸送用の車借上料でございます。以上でございます。

#### 議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

#### 生涯学習課長 (森 茂君)

続きまして、85ページをご参照願います。

5項1目保健体育総務費でございます。スポーツ推進委員会、スポーツ賞顕彰及びスポーツ支援奨励、各種スポーツ教室及び各種スポーツ大会の開催、武道館の管理を行ってございます。

1 節報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員報酬並びにスポーツ推進委員報酬でございます。

8 節報償費につきましては、各種教室に係ります講師謝金、全国大会 へ出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金となってございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員の費用弁償並びに スポーツ推進委員の費用弁償となってございます。

11節需用費につきましては、一般事務用品、各種大会の消耗品、南川 ダム周辺でのマラソン大会の際の賄い材料代となってございます。この 中には武道館の光熱水費、小破修繕料も入ってございます。

12節役務費につきましては、各種大会の傷害保険料、武道館の火災保険料が主なるものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭仙台管内大会参加者への車借上料及び清掃用具借上料となってございます。

18節備品購入費につきましては、空手用マットの購入費となってございます。

86ページをご参照願います。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県スポーツ推進協議会の 負担金及び体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。

次に、2目体育センター管理費でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費及び小破修繕料が主なものでございます。

12節役務費につきましては、火災保険料となってございます。

13節委託料につきましては、消防設備及び電気設備の保守点検委託料となってございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借上料となってございます。

次に、3目広場管理費でございます。宮床、玉ケ池、鶴巣山田、北目、 三ケ内レクリエーション広場の管理を行うものとなってございます。

11節需用費につきましては、光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費につきましては、水道の開栓手数料となってございます。

13節委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

次に、4目総合運動公園管理費につきましてご説明いたします。

総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に 要します費用となってございます。

7 節賃金につきましては、嘱託員の賃金となってございます。

11節需用費につきましては、管理用事務消耗品のほか電気料及び水道料の光熱水費、燃料費につきましてはボイラー用重油代、暖房用灯油代、修繕料につきましては浄化槽メーンブロワーの修繕料となってございます。

続きまして、87ページ、ご参照願います。

12節役務費につきましては、電話料及び火災保険料が主なものとなってございます。

13節委託料につきましては、電気設備の保安管理、夜間等の警備、清掃業務、除草作業等の業務の委託料となってございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、券売機及び印刷機のリース料及びテレビ聴視料となってございます。

18節備品購入費につきましては、バレーボールコートの支柱等の購入をするものとなってございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、危険物安全協会及び防火管理協議会の負担金でございます。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費でございます。仙台北部中核工業 団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場をメーンといたししてお ります多目的広場の管理費用となってございます。

11節需用費につきましては、消耗品代のほか小破修繕料でございます。 12節役務費につきましては、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、芝生管理、植栽、除草等施設管理業務委託並びに電気設備の保守点検料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、整備用スポーツトラクター搬送用トラックリース料でございます。

次に、6目自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理をするものとなってございます。

7節賃金につきましては、嘱託員の賃金となってございます。

11節需用費につきましては、一般管理用消耗品のほか電気料、水道料及び走路の修繕料が主なものとなってございます。

12節役務費につきましては、電話料及び競技用先導オートバイ損害保険料となってございます。

13節委託料につきましては、芝管理、電気設備、浄化槽清掃、空調設備管理、夜間警備業務の委託料となってございます。

88ページをご参照願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの聴視料でございます。

以上でございます。

#### 議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

## 教育総務課長 (菅原敏彦君)

続きまして、7目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営に要します経費、学校給食の提供に要します経費を計上いたしてございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬並びに費用弁償でございます。

7 節賃金につきましては、給食センターの業務員の賃金でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品費といたしまして給食用食器の更新のための購入費用並びに給食センターの施設運営に要します燃料費並びに光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料でございます。

12節役務費につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振りかえ手数料でございます。

13節委託料につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設設備の維持点検管理等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、清掃用具借上料等のリース代でございます。

15節工事請負費につきましては、給食センター施設におけます調理場ボイラー用排気筒、外づけでございますが、それの交換工事をいたす予定でございます。

18節備品購入費につきましては、補充用食缶及び調理室用真空冷却器1台の更新のための購入費用でございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国学校栄養士協議会県支部等の負担金でございます。以上でございます。

#### 議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長高橋 久君。

#### 産業振興課長 (高橋 久君)

89ページの10款災害復旧費でございますが、1項1目、2項1目、これにつきましては科目設定でございます。よろしくお願いします。

## 議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

#### 財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、10款2項道路橋りょう災害復旧費でございます。こちら につきましても款項設置のための科目設定の内容となってございます。

続きまして、90ページでございます。

11款公債費でございますけれども、こちらにつきましては現在のところ71億6,200万円と推測されます町債残高でございますけれども、12機関から借り入れをいたしております。平成25年度の元利償還並びに利子償還の見込み額を計上したものでございます。

12款につきましては予備費でございまして、地方自治法第217条の規定によりまして、金額につきましては例年どおり1,000万円の計上といたしておるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

#### 議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長高橋正治君。

#### 町民生活課長 (高橋正治君)

説明書の105ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第48号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算で ございます。

平成25年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ23億1,148万2,000円と定める。 2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額 は、第1表によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

説明書の112ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項につきましては、1目、2目とも平成24年度課税状況をもとに所得状況と保険者数及び低所得者層に対する軽減措置等を考慮した予算措置をしたものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては、科目の設定でご ざいます。

113ページをお願いします。

114ページをごらんください。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金並びに特定健診に要する国庫負担金であります。

1項1目療養給付費等国庫負担金は、町の医療費実績に基づき全国的に約32%の定率で給付される負担金であります。2目高額療養費共同事業負担金は、高額療養実績に基づき市町村の拠出金により共同事業として県国保連合会の調整により交付されるものでございます。3目特定健康診査等負担金は、国から3分の1の補助を見込んでいるものでございます。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金、交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金であります。当初時点では前年を参照し概算推計額を計上しております。1目1節普通財政調整交付金は、市町村の医療実績及び税の収納率に基づいて交付されるものでございます。2節特別財政調整交付金は、医療費通知相当分に対しての交付金であります。過去3年間の平均額を勘案し1,000万円の要求額でございます。

4 款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金で、 退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢 者相当分の交付金で、医療実績に基づき支払基金から交付されるもので ございます。

6款1項県負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費及び 特定健診に充当するための負担金であります。

2項県補助金につきましては、療養給付費に対する調整交付金として 6%相当の交付及び乳幼児医療事務への補助金であります。

7款1項共同事業交付金につきましては、高額な医療費に対するための国保連合会からの交付金であります。1目高額療養費共同事業交付金は、月額80万円を超える額の59%が交付されます。2目保険財政共同安定化事業交付金は、月額30万円を超え80万円までの部分の合算額の59%が交付されます。

116ページをお開き願いたいと思います。

8款1項財産運用収入につきましては、国保基金利子でございます。

9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、 それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金であります。

2項基金繰入金につきましては、科目設定であります。

10款繰越金につきましては、平成24年度からの繰り入れ予定額であり、 1項1目については科目設定であります。

以下、11款につきましては全て科目設定でございます。

118ページ目をお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費であります。11節需用費は、国保保険証、高齢受給者証印刷等でございます。12節役務費は保険証の郵送代等でございます。13節委託料は国保連合会へのレセプト点検委託料でございます。2目団体負担金は、国保連合会への町村割の負担金等であります。

119ページ目をお開き願いたいと思います。

1款2項徴税費1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費で

あります。

1款3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費であります。1節報酬は9名の委員の報酬であります。9節は費用弁償等であります。

4項1目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目から4目までは、それぞれ医療費の 公費負担分7割相当で国保連合会への負担であります。5目審査手数料 は国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2款保険給付費2項高額療養費1目から4目までは、それぞれ限度額 を超える分について公費負担をするものでございます。

3項葬祭費は葬祭費用であり、お一人5万円でございます。

4項出産育児諸費につきましては、出産育児一時金でありまして、1 人42万円となっております。

2款5項移送費については、病院間の移送に係る車代でございます。

3款後期高齢者支援金等は、法律に基づいて町から、国保保険者から 社会保険診療報酬支払基金へ支払う負担金であります。

4款と5款につきましても3款同様に法律に基づく負担金であり、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金であり、加入者数、医療費実績により支払基金から市町村へ負担配分されるものでございます。

6 款共同事業拠出金は、国保連合会への拠出金であり、各町村が医療 実績に応じて支払い負担するものでございます。

123ページをお開き願いたいと思います。

7款保健事業費1項特定健康診査等事業費は特定健診に要する経費で、13節は健診機関へ業務委託をするものでございます。特定健診の対象者といたしまして、40歳から74歳までで4,100人がございますが、受診者としては集団で2,300人、個人として100名を見込んでおります。

7款2項保健事業費1目7節賃金は健診結果説明会の看護師の賃金、 8節報償費は健康づくりセミナー講習講師謝金、28節は町保健福祉課で 一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。 8款1項基金積立金は、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等でありまして、これまで実績に応じた予算措置でありますが、科目設定の部分が大半であります。

10款は予備費であります。以上でございます。

## 議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

#### 保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

それでは、続きまして説明書の129ページ、お願いいたします。

議案第49号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億4,434 万8,000円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条としまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

説明書の135ページの事項別明細、お願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節につきましては特別徴収分の保険料、すなわち年金天引き分の保険料を予算計上したものでございます。2節につきましては普通徴収分の保険料の見込み額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料 1 項 1 目でございますが、督促手数料の科目設定でございます。

2項1目介護予防手数料でございますが、生活援助事業としましてホームへルパー派遣をしたことによります利用者負担分でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費でございますが、介護給付費

の17%相当分の現年度国庫負担金でございます。

136ページをお願いいたします。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の6.5%相当分の金額を見込んだものでございます。2目、3目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分、包括的支援事業・任意事業分に係る交付金でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の29%相当分の社会保険診療報酬支払基金より交付される予算額でございます。2目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分に係る支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費 の14%相当分が県からの負担金として予算措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目、2目につきましては、地域支援事業に係る介護予防事業、 包括的支援事業・任意事業に係る県からの補助金でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込み額でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金1節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰り入れ分でございます。2節につきましては、職員6名分の給与費等の繰り入れでございます。3節、次の138ページの4節それぞれにつきましては、地域支援事業の介護予防事業、包括的支援事業・任意事業に係る繰り入れでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要する繰り 入れでございます。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰り越しでございます。

9款諸収入でございますが、1項、次の139ページの2項とも科目の設 定でございます。

3項4目雑入でございますが、介護予防プラン作成に係る宮城県国保連からの収入とグループホームすずらんの土地代の貸付料、さらには任意事業での配食サービス利用者負担金の収入等でございます。

次のページ、140ページ、歳出、お願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要する人件費、事務費、維持運営費等でございます。11節につきましては、物品購入、コピー代等でございます。12節につきましては、介護保険システムの機器の保守点検、さらにはグループホームすずらんの火災保険料でございます。14節につきましては、グループホームすずらんに係る土地の借上料金でございます。19節は、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。25節につきましては、介護保険財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

次のページ、2項1目賦課徴収費11節及び12節につきましては、介護 保険料の賦課徴収に要する費用でございます。

3項1目認定調査等費の7節につきましては、認定調査に9名分の賃金でございます。9節につきましては調査員の調査業務に係る旅費でございます。11節は公用車2台分の燃料費等でございます。14節につきましても、認定調査業務におけます車の駐車料金等でございます。19節につきましては、介護認定審査会の運営経費としまして黒川地域行政事務組合への負担金でございます。27節につきましては、車検の際の重量税でございます。

次のページをお願いします。

4項1目計画策定委員会費でございます。1節及び9節、11節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員報酬及び費用弁償等でございます。

2款保険給付費につきましては、それぞれの介護サービスに要する給付費でございます。

1項1目居宅介護サービス給付費等は、訪問介護、通所介護、短期入 所サービス等局宅介護費、住宅改修費、福祉用具購入に係る給付費でご ざいます。

2目施設介護サービス給付費等は、老人福祉施設、和風園、まほろば の里等でございますけれども、老人保健施設、希望の杜等に係る給付費 でございます。

3目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴う負担金でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付等費は、地域密着型介護サービスと してグループホームすずらん、なんてん、けやき等の通所サービスに係 る給付費でございます。

次のページでございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますが、12節は高額介護サービス費の積算処理手数料で、宮城県国保連合会へ支払いする分等の通知に要する費用でございます。19節につきましては、高額介護サービス等の給付費でございます。

2目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護 保険料の個人負担分が一定の割合を超えた部分について給付を行うもの でございます。

3項1目及び2目につきましては、要介護認定、要支援1、2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

4項1目は特定入所者介護サービス費でございまして、主に介護保険 施設を利用している方々への食費と居住費相当分でございます。

次のページをお願いいたします。

5項1目審査支払手数料12節役務費につきましては、介護給付費の審 香手数料でございまして、宮城県国保連合会へ支払うものでございます。

3款諸支出金1項1目23節につきましては、保険者への還付金でございまして、科目設定でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護になる前の方々への介護予防の推進事業費でございます。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費の7節につきましては、特定 高齢者の実態把握のための人件費でございます。8節につきましては、 認知症介護者に対する研修会等の支援事業に要する謝礼でございます。 11節、12節につきましては、事業に要する消耗品、通信運搬費等でございます。13節につきましては、2次予防事業対象者把握事業、運動機能向上、転倒防止ですね、さらにはお口、元気機能向上業務、さらには頭元気、認知症対策です、機能向上業務のそれぞれの委託料でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を 対象に介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援事業に要する費用でご ざいまして、7節につきましては健康貯金友の会事業への看護師の賃金 でございます。8節につきましては、活き生きサロンなどへの介護予防 出前講座、健康貯金友の会事業等の講師への謝礼でございます。

次のページをお願いします。

11節につきましては、講座等に使用するパンフレット等でございます。 13節につきましては、ホームヘルパー派遣等によります生活援助事業に 要する費用でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、7節につきましては臨時社会福祉士の賃金でございます。11節につきましては、公用車の車検整備、維持管理でございます。12節につきましては地域包括支援センターの機械システムの保守手数料、13節につきましては指定介護予防支援事業、すなわちケアプラン作成等の委託料でございます。

2目総合相談事業費につきましては、訪問相談、実態調査に要する臨 時看護師の賃金等でございます。

3目権利擁護事業費は、高齢者虐待防止並びに成年後見人申し立て等に対応するための弁護士謝礼並びに印刷代金等を予算措置したものでございます。

次のページをお願いします。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、介護支援専門員、 すなわちケアマネ、スタッフの研修等に要する費用でございます。

5目任意事業費8節につきましては、お元気訪問員、安心コール事業協力員それぞれへの謝礼でございます。12節につきましては、ひとり暮らし老人への安心コール機器取りつけ及び取り外し料金並びにボランティアスタッフの保険料等でございます。13節につきましては、配食サービス事業、安心コールセンターサービス事業に要する費用、業務委託料でございます。14節につきましては、安心コール事業での機械のレンタル料金でございます。

5款は予備費を計上したものでございます。以上でございます。

## 議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 1 1 時 0 7 分 休 憩 午前 1 1 時 1 8 分 再 開

### 議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

## 財政課長 (八島勇幸君)

それでは、説明書151ページをお願いしたいと思います。

議案第50号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ1,354万8,000円と定めるものでございまして、その内訳につきましては第1表とするものでございます。

154ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、1款1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。 利子及び配当金でございますけれども、基金の管理に伴います利子の計上でございます。一般会計での運用部分と金融機関への積み立てによりまして、それぞれ計上いたしているものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額部分につきましての調整のための基金からの繰入金として計上いたしているものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項森林総合研究所支出金につきましても科目の設定でございまして、以下全て科目設定となっているものでございます。

156ページをお願いします。

こちらにつきましては歳出でありますけれども、1款1項管理会費に つきましては管理委員7名に要する費用の計上となってございます。 2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般の事務管理費でございますけれども、7節賃金につきましては用務員1名の費用を計上いたしているものでございます。11節需用費につきましては、事務所に関します灯油代、それから電気料等につきましての計上となっているものでございます。12節役務費につきましては、通信用切手代並びに電話代でございます。

2目財産管理費でございますけれども、7節賃金につきましては直営部分林等の作業といたしましての作業道の刈り払いに要する費用でございます。13節委託料につきましては、宮床地区山林全体の巡視といったことで宮床生産森林組合への委託経費の計上となっているものでございます。19節負担金補助及び交付金でありますけれども、負担金につきましては町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節旅費につきましては、毎年度の事業内容等につきまして協議が行われますので、そちらへの出席経費でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金でありますけれども、町の3財産区で構成いたしております財産区連絡協議会への負担金であります。 28節繰出金につきましては、事務費繰り出しといたしまして184万4,000円、事業費につきましては728万6,000円となっているものでございます。

予備費につきましては、ここ近年で支出についてはございませんけれども、5万円という形で措置をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、159ページをお願いしたいと思います。

議案第51号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。 第1条につきましては、歳入歳出予算777万円と定めるものでございま して、内訳につきましては第1表のとおりとするものでございます。

163ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、県支出金の県補助金でありますけれども、吉田財産区の壇ノ下地区にございます直営林につきまして、除間伐収入ということで面積5.97ヘクタール分につきまして予定をいたしておるものでございます。

2款1項財産運用収入1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会 等への貸し付け収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金残高等のことも考慮いたしまして1,000円の利子計上となっているものでございます。

2項財産売払収入につきましては、科目設定を行ったものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分につきましての基金からの繰り入れを予定するものでございます。

4款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては、宮床財産区同様の研究所から交付される金額の計上でございまして、対象につきましては壇ノ下地区の直営林除伐でございまして、22.23ヘクタールを実施するために要する費用の計上となってございます。

2項、3項につきましては、それぞれ科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、165ページをお願いしたいと思います。

こちらは歳出でありますけれども、1款1項管理費につきましては管理委員7名分の経費を計上いたしてございます。吉田財産区につきましては、3年前から日額の報酬というふうな形で節減を図っておりまして、今年度につきましては11日分の計上をもっての積算を行ったものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般的な 管理経費でございまして、消耗品につきましては予算・決算書の印刷代 等となっているものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等を行うということで、その費用につきまして計上させていただいておるものでございます。7節賃金につきましては例年行っております作業道等の刈り払いの経費、12節役務費につきましては満了いたしました直営林の災害保険3.3へクタール分のものを計上いたしてございます。13節の委託料につきましては、除伐で5.97へクタールを見込んでいるものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区林業普及推進協議会ほか3団体

への負担金となっているものでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、先ほど収入でご説明申し上げました壇ノ下地区の保育に要します費用の計上でございます。旅費につきましては、研究所との協議のための経費といたしているものでございます。12節役務費につきましては、昭和62年植栽の壇ノ下地区の保険料の計上でございます。

166ページになりますけれども、13節委託料につきましては、全体で22.23ヘクタールの除伐作業委託に要します経費でございます。

4目諸費でございますけれども、19節負担金補助及び交付金につきましては3財産区の連絡協議会への負担、28節繰出金につきましては一般会計への繰り出しといたしまして2団体への助成部分でございまして、各種団体連絡協議会、吉田地区振興協議会への助成部分となっているものでございます。

予備費につきましては、宮床同様 5 万円と見込んでいるものでございます。

続きまして、168ページをお願いしたいと思います。

議案第52号 平成25年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。 歳入歳出予算につきましては、それぞれ528万9,000円と定めまして、 内訳につきましては第1表とするものでございます。

171ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でありますけれども、1款1項財産運用収入1目土地貸付収入でございますが、こちらにつきましては相川地区、報恩寺地区、松坂地区と3つの地区に貸し付けをいたしております収入の計上であります。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子についての計上を見 込んだものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金からの繰り入れによって対応しようとするものであります。

3款繰越金以下につきましては、科目設定を行っているものでございます。

172ページ、歳出でありますけれども、1款1項管理会費につきましては、こちらも管理委員7名に要する経費となってございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございまして、印刷製本費につきましては、予算書、決算書の印刷代でございます。

2目財産管理費19節につきましては山火事防止推進協議会への負担金、3目諸費19節につきましては3財産区の連絡協議会への負担金、繰出金につきましては事務費で140万3,000円、事業費につきましては各種地域団体等への一般会計を経由いたしましての助成といたしまして175万2,000円の計上と見込んでいるものでございます。

以上でございます。

## 議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

## 教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは174ページをお開き願いたいと思います。

議案第53号 平成25年度大和町奨学事業特別会計予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007万4,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものとするものでございます。

続きまして、177ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましても科目の設定でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、25年度の奨学 事業を運営するに当たりまして、財源調整のために基金から繰り入れす るものでございます。 4款1項1目1節繰越金につきましては、見込み額の計上でございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定でございます。 続きまして、178ページをお願いいたします。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分、 過年度分合わせまして奨学金の貸与者91名からの償還金を計上いたして いるものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費21節貸付金につきましては、高校生3名分、大学生26名分、新規、継続含めてでございます。高校、大学生に対します奨学金の貸付金の計上でございます。

2目事務費につきましては、奨学事業審議委員の報酬と費用弁償、それから奨学事業の事務に要します経費を計上いたしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

#### 議長(大須賀 啓君)

町民生活課長高橋正治君。

## 町民生活課長 (高橋正治君)

説明書の181ページをごらんいただきたいと思います。

議案第54号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成25年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1億9.914万7.000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表に よるものでございます。

説明書の185ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金から天引き分でございまして、100%の収納を見ております。2目の普通徴収保険料は現年分で96%の収納で予算措置をしております。

2款使用料及び手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金の1目につきましては事務費の繰り入れ、2目は低所得者への保険料軽減に充当するための繰入金でございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

186ページをごらんください。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

4項は、県後期高齢者連合会からの健康診断受託による受託事業収入 でございます。

5項雑入は科目設定でございます。

187ページ目をごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する 経費でございます。11節需用費は、コピー代等消耗品でございます。12 節役務費は、保険証等更新時の郵送料等でございます。13節委託料は、 検診業務の委託料及び医療管理システムの保守料でございます。

2項徴収費1目については、保険料徴収に要する経費でございます。 188ページでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療 広域連合会への本町の保険料の納付金でございます。

3款諸支出金につきましては、還付金等に備えての予算措置でございまして、23年、24年の実績により計上しております。

4款は予備費でありまして、10万円を計上させていただいております。 以上であります。

## 議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

## 上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、予算に関する説明書の193ページをお願いいたします。

議案第55号 平成25年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条歳入歳出の予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億8,598万4,000円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、第2表によるもの。

第3条地方債につきましては、第3表によるものでございます。

第4条一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

196ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

平成25年度、水洗便所改造資金利子補給でございます。期間は平成26年度から平成28年度までといたしまして、限度額を37万8,000円とするものでございます。

次に、水洗便所改造資金損失補償でございますけれども、期間は同様 に平成26年度から平成28年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額 とするものでございます。

197ページの第3表地方債でございます。

起債の目的ごとの限度額です。公共下水道債で830万円、資本費平準化事業債として1億円、流域下水道事業債として4,750万円、合計1億5,580万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

明細書の199ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金でありますが、前年度までの負担分及

び平成25年度の使用開始の大平地区でございますけれども、この新規分を見込んでございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、前年度比4%増の見込み 額計上をいたしてございます。

2款2項1目下水道手数料につきましては、収入見込み額の計上でご ざいます。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費5,300万円の補助率2 分の1の計上でございます。

200ページになります。

4款1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及、水質規制費等の管理 費及び借入償還金等一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金及び6款1項1目預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項1目雑入につきましては、下水道事業に対する宮城県環境事業公社からの補助金などの計上でございます。

7款1項1目下水道債は、建設事業に係る公共下水道債、資本費平準 化債、流域下水道債の本年度の予定額を計上したものでございます。

201ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費のほか使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上でございます。

主なものといたしまして、11節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などでございます。修繕料につきましては、舗装修繕及びマンホールポンプなどの修繕に要する費用でございます。12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては使用料の徴収取り扱い手数料や汚水管などの緊急清掃の手数料でございます。13節委託料につきましては、料金算定業務などの水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17カ所、特定事業所30カ所、これらの水質調査及び下水道台帳作成業務や下水道マンホールポンプと排水管の清掃業務委託料、これらに要する費用でございます。14節使用料及び賃借料は、

マンホールポンプ制御盤設置、柴崎地内でございますが、この土地の借上料でございます。16節原材料費は、マンホールふた及び公共枡ぶたなどの補修用材料購入費用でございます。

202ページになります。

19節負担金でございます。吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排水量と、単価52.4円でございますが、これらによる予定額を計上したものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰に設置されていますマンホールポンプ場の維持管理費の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、融資あっせん予定分の利子補給でございます。27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税納付見込み額を計上してございます。

次に、1款2項下水道建設費であります。1目建設費につきましては、 公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設負担金でご ざいます。

歳出の主なものでございます。

11節需用費につきましては、コピー代などの消耗品費でございます。 13節委託料につきましては、県道塩釜吉岡線の車橋かけかえ工事、鶴巣 の鳥屋地内にございます橋梁でございます。このかけかえ工事に伴いま しての移設、布設がえの実施設計の委託料でございます。

203ページでございます。

14節使用料及び賃借料は、下水道工事の積算システム2台分でございますが、機械借上料、リース料でございます。

15節工事請負費につきましては、補助事業分といたしましては施設の 長寿命化対策によりますマンホールポンプ、杜の丘と幕柳、この2カ所 でございますが、これらの改築工事及び杜の丘のマンホールポンプの非 常用発電装置の新設工事を予定してございます。単独事業分といたしま しては、吉岡西原地区でございますが、住宅の新築、宅地化に対応した 末端管渠の整備工事及び過年度施工箇所の舗装復旧工事を予定してござ います。

19節の負担金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきまして

は宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては、平成25年度分の元金償還及び利子支払い額の計上でございます。以上でございます。

次に、211ページをお願いいたします。

議案第56号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,189万円と定めるもの。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものであります。

明細書につきましては214ページになります。

歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金でございますが、滞納繰り越し 分の収入見込み額を計上いたしてございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、前年度並 みの見込み額を計上してございます。

3款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、維持管理 に係る県からの補助金として本年度の見込み額を計上してございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分及び起債 償還に係る繰り入れでございます。

215ページでございます。

5款繰越金、6款1項町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

次に、216ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管渠、マンホールポンプ及びクリーンセンター処理場でございます。この維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、11節需用費につきましては、クリーンセンター及びマンホールポンプに係る電気料及びポンプ等の修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取り扱い手数料でございます。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託費でございます。

19節の負担金でありますが、県集落排水事業推進協議会負担金などでございます。

27節公課費につきましては、消費税、地方消費税の支払い見込み額でございます。

217ページでございますが、2款1項公債費につきましては、平成25年度分の元金及び利子の償還予定額の計上でございます。以上でございます。

次に、223ページをお願いいたします。

議案第57号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 5,055万3,000円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条地方債につきましては、第2表によるものであります。

226ページの第2表地方債でございます。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額を770万円とするものでございます。 起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりでございます。

明細書の228ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分を見込んでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、前年度同額の計上といたしてございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の本年度の 見込み額を計上してございます。 4款1項1目は、管理費及び建設費、借り入れ償還金に係ります一般 会計繰入金でございます。

229ページとなります。

5款繰越金及び6款1項町預金利子は、科目の設定でございます。

6款2項雑入につきましては、諸費税還付金の見込み額を計上してご ざいます。

7款1項町債につきましては、合併処理浄化槽費の借り入れ見込み額の計上でございます。

230ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要します費用の計上でございます。

主なものでございますが、231ページの11節需用費のうち修繕料は浄化槽の軽微な修繕30カ所を見込んでの計上でございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取り扱い手数料や法定検査手数料の計上でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

1款2項1目合併処理浄化槽建設費でございます。新規設置事業に係る費用の計上でありますが、主なものでございます。

15節工事請負費につきましては、新たに新設する設置工事に係るものでございまして、5人槽1基、7人槽8基、10人槽1基の合計10基分、この計上といたしてございます。

19節の補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費につきましては吉岡西部地区に対しましての浄化槽設置補助金2基分を見込んでの計上といたしてございます。

次に、2款1項公債費につきましては、平成25年度分の元金及び利子 の償還予定額といたしてございます。以上でございます。

次に、水道事業会計についてであります。予算に関する説明書の237ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計予算についてであります。

第1条の総則でございます。平成25年度大和町水道事業会計の予算は、 次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数につきましては前年度微増の9,600戸を予定してございます。次に、年間総給水量及び1日平均給水量でありますが、年間総給水量は337万2,200立方メートル、また1日平均給水量につきましては本年度の大崎広域水道からの受水契約水量の8割相当の責任水量分といたしまして9,240立方メートルを1日の平均給水量といたしてございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、水道事業収益の合計額で8億2,185万7,000円、 支出は水道事業費用の合計額で8億1,515万6,000円となりまして、収支 の差し引き額670万1,000円で黒字の収支予定額といたしてございます。

次に、238ページとなります。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては資本的収入の合計額で2,342万1,000円、支出は資本的支出の合計額で2億9,378万2,000円の予定でございます。

第4条の条文の括弧書きでございます。この予算で定める収入額が支出に対し不足する額2億7,036万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,596万1,000円及び減債積立金440万円、建設改良積立金3,000万円で補塡することといたしてございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,542万8,000円と定めるものでございます。

第6条、他会計からの補助金でございます。高料金対策等補助金といたしまして、一般会計から繰り入れ予定額を7,635万1,000円と定めるものでございます。

第7条の棚卸資産の購入限度額につきましては、2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書の239ページから242ページまでにつきましては収益的収支及び資本的収支の実施計画書、243ページにつきましては 資金の計画書となっております。 244ページをお開き願います。

平成24年度末の水道事業予定貸借対照表ですが、平成24年度決算見込み額による期末の予定額といたしてございます。表示につきましては円単位の表示がされてございますが、1,000円単位で説明をさせていただきます。

主な科目ごとの予定額でございますが、資産の部、1の固定資産は配水管等構築物の減価償却等の合計で56億1,357万円、前年予算対比で2,277万1,000円の減を予定してございます。

245ページとなります。

2の流動資産につきましては、現金・預金等の増加によりまして合計で9億6,639万2,000円、前年対比億8,195万9,000円の増と予定してございます。資産の合計でございますが、65億7,996万3,000円で、前年度予算より5,918万8,000円の増を予定しております。

次に、負債の部でございます。

4の流動負債につきましては、未払金予定額、この未払金予定額につきましては水道事業会計が3月末締めの決算となりますことから、工事完成払金が4月以降の支払いとなるため、こういった支払い額等の計上となります。合計額で1億2,000万円を予定してございます。

次に、資本の部ですが、(1)の自己資本金につきましては合計額で20億 4,159万4,000円、一般会計からの出資金や補助金、建設改良積立金等か らの補塡分により5,677万7,000円の増を予定してございます。

246ページをお願いします。

(2)の借入資本金でございます。イの企業債の残高ですが、13億5,437万2,000円、前年対比2,687万円の減を予定してございます。資本金の合計額につきましては2,990万6,000円増の33億9,596万6,000円といたしてございます。

次に、6の剰余金ですが、資本剰余金につきましては合計額で微増の28億5,061万1,000円でございます。(2)の利益剰余金につきましては2億1,338万5,000円となりまして、当年度末処分利益剰余金の増加によりまして前年対比3,879万2,000円の増を予定してございます。

資本金と剰余金を合わせました資本合計につきましては64億5,996万

3,000円、負債と資本の合計は65億7,996万3,000円を予定してございます。 次に、247ページの平成25年度水道事業予定貸借対照表についてご説明 を申し上げます。期末の予定額といたしてございます。

資産の部の1の固定資産合計で前年度決算見込み額より3,986万9,000 円増の56億5,344万円を予定してございます。管渠等の構築物の増加によるものでございます。

次の248ページをお願いします。

2の流動資産につきましては、現金・預金の増、未収金の減によりまして、合計で8億3,670万9,000円、資産合計は64億9,015万円で、前年度 決算見込み額より8,981万3,000円の減を予定しております。

負債の部は4の流動負債、未払金予定額等で負債合計は1億3,000万円 を予定しております。

次に、資本の部、5の資本金でありますが、(1)自己資本金の繰入資本金は増でございますが、249ページの(2)借入資本金、イの企業債借入額の減によりまして、資本金合計につきましては33億6,551万2,000円で、3,045万4,000円の減を予定してございます。

次に、6の剰余金につきましては、(1)資本剰余金の増減はございませんが、(2)利益剰余金の各積立金で3,000万円の減によりまして、資本合計は63億6,015万円となる予定でございます。

負債・資本の合計64億9,015万496円につきましては、248ページの資産 の合計額と同額となります。

次に、250ページをお願いいたします。

平成24年度水道事業予定損益計算書についてでございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては4,384万7,000円の営業損失となりますが、3の営業外収益と4の営業外費用におきます営業外収支においては8,274万8,000円の黒字となりまして、3,890万1,000円の計上利益を予定しております。

当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金の予定額を3.935万7.000円としてございます。

251ページとなります。

平成25年度水道事業会計予算内訳書についてご説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款水道事業収益でございます。

1項1目給水収益は、水道料金及びメーター使用料を合わせて約2.0%の増を計上いたしてございます。

2目受託工事収益につきましては、鶴巣鳥屋地区の宮城県が実施しま す車橋かけかえ工事に伴う下水道分の受託及び落合舞野地区の国土交通 省の整備局が実施いたします北川原橋かけかえ工事に伴う配水管の布設 がえ工事の受託費でございます。

3目給水加入金につきましては、250件を見込んでございます。

4目その他の営業収益は、メーターの受信機、コードカバーなどの材 売収益、手数料は給水工事の設計審査及び開栓の手数料など、雑収益に つきましては下水道料金等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費 の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目一般会計補助金につきましては、高料金対策等補助金であります。 2目は預金利子でございます。

252ページをお願いいたします。

3目開発負担金につきましては、大規模な開発による負担金等はありませんので、アパートなどの建築者等からの見込み額計上であります。

4目雑収益につきましては、第三者による給配水管の破損修繕収益等でございます。

次に、支出でございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人件費は、損益勘定支弁職員分といたしまして4名分を計上してございます。残りの2名分につきましては、資本勘定支弁職員として資本的収支の予算に計上いたしてございます。賃金につきましては事務補助員12カ月分の賃金、通信運搬費は電話料金及び専用回線料金など、保険料につきましては公用車、建物、機械設備等の基準保険料によるものとなってございます。委託料につきましては、メーター検針員10名への委託、大崎市水道部への水質検査委託、水道メーターの検定期間満了

による交換業務委託などのほか、給水開始・中止作業業務の委託を予定 してございます。

253ページとなります。

動力費につきましては、宮床2号ポンプ場のほか8施設の動力電気料でございます。修繕料につきましては、給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用といたしてございます。受水費につきましては、県大崎広域水道からの受水料金でございます。賃借料につきましては、水道料金システム、工事等設計積算システムなどコンピューター機器の借上料でございます。

次に、2目受託工事費でございます。収入の2目受託工事収益で説明いたしました鶴巣鳥屋地区の車橋かけかえ工事に伴う実施設計費、下水道分でございます。及び落合舞野地区の北川原橋かけかえ工事に伴う配水管の布設工事の委託料、この計上でございます。

3目総係費であります。報酬につきましては、水道事業審議会委員12 名の報酬であります。委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託、賃借料 は升沢簡易水道の八志田橋水管のNTT施設への添架使用料でございま す。

254ページの4目減価償却費でございます。建物、配水管などの構築物、 機械及び装置その他固定資産の平成25年度償却分でございます。

5目及び6目につきましては、棚卸資産減耗費とメーターの受信機、 コードカバーなどの購入原価を計上してございます。

2項営業外費用となります。1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に、255ページの資本的収入及び支出についてでございます。 収入でございます。

1款資本的収入1項出資金につきましては、上水道の広域化事業及び簡易水道事業につきましての水道事業会計への一般会計出資金であります。広域化事業に係る出資につきましては、平成元年度以前の広域化対策事業に伴う企業債に係る元利償還金、これの30分の7に相当する額となってございます。

次に、支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費につきましては、 漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものでございます。予定箇所につきましては、吉岡東下蔵及び鳥屋の配水管布設がえ、天皇寺地区の過年度施工分の舗装復旧を予定してございます。調査設計費につきましては、県道の車橋及び西川橋、このかけかえに伴いましての配水管布設がえ工事の実施設計費を計上してございます。

2目水道施設更新事業費につきましては、水道の中央監視制御装置の テレメーター監視盤、制御装置、遠方監視装置並びに宮床 1 号配水池の電気設備、 松坂ポンプ場の機械設備などの更新費用の計上をいたしてございます。

3目上水道統合事業費の調査設計費につきましては、簡易水道を廃止しまして上水道に統合することにつきましての条例改正についてご可決をいただきました。この3つの簡易水道のうち根古・若畑簡易水道につきましては3・11の大震災によりまして水源、湧き水でございますが、この濁度、水の濁りが長期間回復されない状況となっていました。数カ月間その濁りが取れなかったというふうな状況となってしまいまして、その水源に被害を受けましたことから、今後も予想される地震等により再度同様の事態となることが想定されますことから、水源を上水道に切りかえを行い、安定的に水の供給を行うというふうなことといたしたものでございます。このために、中峰2号配水池からの水道水を若畑の配水池に送水する加圧のポンプ場の測量調査と実施設計費を計上するものでございます。

256ページの4目中峰2号配水池耐震化事業費の調査設計費でありますが、当該配水池は本町全域に水道水を供給する基幹配水池でありますけれども、これも3・11の震災によりまして躯体の一部に微細なクラックが確認されたというようなことで、今年度におきまして配水池の耐震診断業務を実施しました。この診断結果を踏まえまして、平成25年度において耐震設計及び緊急遮断弁の実施設計を行う委託料の計上をしたものでございます。

5目鶴巣落合線配水管強化事業費につきましては、平成21年度より5 カ年の計画で鶴巣落合の幹線配水管を複線化、バイパスを設置しまして、給水の安 定化を図るというふうなことでございます。本年度が最終年度でございまして、25 年度が完成となります。場所につきましては黒川高校東側の地区におきまして配水 管布設工事を実施するもので、この人件費及び管工事費の計上をいたすものでござ います。 6目簡易水道事業費の管工事費につきましては、漏水対策といたしまして根古・若畑、難波・金取南の配水管の布設がえ工事を予定するものでございます。

7目老朽管対策事業につきましては、土保田地区の配水管布設工事の 計上でございます。

8目営業設備費の量水器費につきましては、新設の水道メーターの設置費用でございます。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借り入れ元金の支払い 予定額を計上いたしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

## 議 長 (大須賀 啓君)

少し延長して済みませんでした。これで説明を終わります。 再開は午後1時といたします。

## 議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「予算特別委員会の設置について」

## 議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。 お諮りします。

議案第47号から議案第58号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第58号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副 委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時02分 休憩 午後1時03分 再開

## 議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いた します。

> 委員長に馬場久雄議員、副委員長に伊藤 勝議員が選任されました。 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議 ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定 しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時04分 延 会